



第十七回

チャイナ・プラス・ワンに 備える資金移動計画

中国の送金制限について

これからチャイナ・プラス・ワンの動きが本格化してくると、中国以外の国へ転勤される方も増えてくることと思います。

その場合、中国で稼いだお金をいざ海外送金することになると思いますが、中国から個人名義での海外送金は、1人当たり年間5万USDまでに制限されており、中国の銀行窓口で雇用証明、給与証明、納税証明などの各種書類を提示する必要があります。

また、中国から人民元の現金持ち出しは、1人当たり1日2万円までに制限されているので、中国の駐在期間中から定期的な送金計画を立てておくことが大切です。弊社では個人の資金管理の拠点として香港の金融機関を活用することを推奨させて頂いておりますが、世界随一のオフショア金融センターである香港の経済自由度はウォールストリート誌調査で、18年連続で世

界一の評価を受けており、香港の銀行から主要外貨への両替・送金は自由に行なえます。

つまり中国から他国へ転勤されても、あるいは日本へ帰国したとしても、香港に銀行口座さえあれば、世界中どこにいてもATMから現地通貨を引き出すことが可能となります。

ファンド積立プランの活用

中国からの海外送金手続きが困難な場合、あるいは年間5万USDの枠外で合法的に海外へ資金移動されたい場合は、香港の保険会社が提供するクレジッドカード支払いのファンド積立プランを利用する方法もあります。

このプランでは、最初の18ヶ月の初期積立期間以降に積み立てた資金は、いつでもファンドを部分解約して現金化することができ、香港の口座に資金を戻すことで、やはり世界中どこにいてもATMから現地通貨を引き出すことが可能となります。

本プランは英国系大手保険会社S社によって運営され、約300種類の株式、債券、不動産、ヘッジファンド等から最大10種類のファンドを組み合わせて運用することができます。

満期年数は5年・25年で設定可能ですが、将来的な年金対策として、満期年数を退職時の年齢に合わせて運用されることをお勧めしています。

現在、中国でお仕事をされている方は、今後、個人レベルでもチャイナ・プラス・ワンを意識した資金移動計画を立てていくことが肝要かと思えます。

今月のマネーの教訓

チャイナ・プラス・ワンの動きが本格化する2013年。中国から個人名義での海外送金は制限があるため、中国の駐在期間中から定期的な送金計画を立てておくことが大切。香港で銀行口座を開設しておけば、世界中どこにいても現地通貨で引き出すことが可能。



家族や老後の生活は自分で守る時代

少子高齢化、産業空洞化、財政赤字増大…日本の社会保障制度はもはや持続困難。「海外で作る自分年金セミナー」開催のお知らせ(参加費無料)

主催: Kenshin Asset Consulting (Hong Kong) Co., Ltd.

1月26日(土) 14:00 ~ 16:00 ▶ 深圳・粵海酒店 7F 華南 NET 会議室

1月27日(日) 14:00 ~ 16:00 ▶ 香港・謙信アセットコンサルティング会議室

http://www.kenshin.com.hk/ 社長ブログ: http://blog.explore.ne.jp/kitsu/

個別のご相談も随時受付中!

セミナーのお申込はメールもしくはお電話で

info@kenshin.com.hk

TEL:+852-2567-1366

住所: Room 2302, 23/F, North Point Asia-Pac Commercial Centre, No.10 North Point Road, Hong Kong